

## 「市民の力活用事業」 審査基準

提案された事業については、本審査基準に基づき公民館運営審議会が評価採点し、意見を聴いた上で、実施公民館長が決定する。

### ◆審査基準

次の審査項目について評価を行い審査する。

審査項目	配点	評価のポイント
① 公益性 中立性	10	市や公民館管区地域社会における取り組みとしてふさわしいか。不特定多数の市民の利益の増進に寄与するなど公益性の高い事業であるか。また、市民の誰もが参加できるよう中立性に配慮しているか。
② 先進性 先駆性	5	既成の事業にとらわれず先進的かつ先駆的な取り組みであるか。若い年齢層や新しい公民館参加者をねらった事業であるか。
③ 課題解決性	10	提案された事業は、現代社会の諸課題や地域の抱える諸課題に対し、解決に向けた取り組みであるか。また、実施要綱の事業内容を踏まえた取り組みとなっているか。
④ 協働性 共催の有効性	10	提案事業を進める中で、相乗効果や市民との協働意識向上が期待できるものとなっているか。また、市民の力が地域力の活性化につながるものとなっているか。
⑤ 実現性 実行性 経費適正性	5	提案内容が具体的で適切か。実施公民館と協働する中で提案団体として実施能力はあるか。提案内容に対して事業予算は適切か。経費の積算根拠は妥当か。
⑥ 発展性 将来性	10	事業に発展性や将来性があるか。事業終了後も地域力を活性化させる方向があるか。また、提案団体を地域活動団体として育成していくことが可能か。

上記審査項目について、配点区分に従い評価を行い採点する。総合点数は、各委員の評価点数の合計点の平均値とする。なお、基準点（総合点数15点）未満のものについては不採択とする。

評価	高く評価できる	評価できる	普通	あまり評価できない	評価できない
点数 5点満点	5	4	3	2	1
点数 10点満点	10	8	5	2	1